

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、第二回都議会定例会に「令和8年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）」を報告しました。

これは、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、年2回、知事等から是正・改善や再発防止の措置内容について通知を受け、公表するものです。

1 改善状況

前回令和7年第2回報告（令和7年12月公表）で未改善とされた指摘等67件に、今回新たに令和7年工事監査などの指摘等51件を加え、合わせて118件のうち、98件が改善済みとなりました。残る未改善20件は、引き続き知事等が措置を講じていきます。

【現在の措置状況】

前回未改善 (a)	今回新規分 (b)	今回措置対象 (c=a+b)	今回改善済 (d)	未改善 (e=c-d)
67	51	118	98	20

2 主な措置事例

監査の指摘等に対し、知事等が講じた主な措置事例を紹介しています。

- 基金に滞留していた不用額の返還を速やかに実施させるとともに、返還手続きに係る統一的な取扱いを整理し周知徹底を図ったもの（P.74 令和7年行政監査）
- 補助対象医療機関の地域医療ネットワーク等への参加を全件確認し、未参加を解消するとともに参加状況の確認体制を強化したもの（P.35 令和7年定例監査）

◎ 報告の内容は、監査事務局ホームページでも公表しています。

監査事務局ホームページ：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

◎ 過去の指摘事例、改善措置は「監査指摘・改善措置等検索システム」で確認できます。

監査指摘・改善措置等検索システム：<https://www.kansal.metro.tokyo.lg.jp/search/>

監査事務局  
 ホームページ



監査指摘・改善措置  
 等検索システム



問合せ先 監査事務局総務課  
 直通 03-5320-7017